

保険金直接支払サービスの可能性について

調査研究部 松吉 夏之介

1. はじめに

日本郵政グループの日本郵便株式会社は、高齢者世帯等を対象とした「郵便局のみまもりサービス」を10月1日から試行実施している。これは郵便局員が顧客宅を訪問して、その安否・生活状況を確認し、遠方に住む親族等へ知らせるといったサービスである。高齢者の社会的孤立の問題などがメディアで頻繁に取り上げられているが、金銭給付だけでなく人的支援などの現物給付で対応すべき非貨幣的ニーズに焦点を合わせた取組みといえるだろう。

現物給付で思い出されるのは、去る6月に公表された、金融庁の金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ（以下、WGとする）」による報告書である。そのなかで、「保険金ではなく、信頼のできる事業者から介護や葬儀をはじめとする財・サービスの給付を受けたいというニーズが存在する」との認識のもと、「保険金直接支払サービス」の実施が提言されている。

そこで本稿では、保険金直接支払サービスの内容をあらためて振り返り、高齢社会における、その可能性について考えてみたい。

2. 保険金直接支払サービスとは

WGの報告書によると、保険金直接支払サービスとは「保険会社が特定の財・サービスを提供する事業者（以下「提携事業者」という）を顧客に紹介し、顧客が提携事業者からの財・サービスの購入を希望した場合に、保

険金を受取人ではなく当該事業者に対してその代金として支払うこと」とされている。

つまり、保険事故の発生時に保険契約者の意向に応じて、保険金受取人を保険会社が紹介する（提携している）サービス提供者に変更できるものである。保険契約者はサービス提供者を自身で探すことなく、サービス提供者に一時的な立替払いをすることもなく、必要なサービスを受けることができる。

なお、保険金直接支払サービスの実施にあたっては、保険会社が紹介するサービス提供者への期待が保険契約者にとって保険加入時の重要な判断材料となりうることから、保険会社はサービス提供者が提供するサービスの内容等に関する情報提供及び適切なサービス提供者を紹介するための体制整備を行う必要がある。

WGでは当初、顧客ニーズに対応した新たな保険サービスに関して、生命保険・傷害疾病定額保険分野（定額給付方式の保険）における現物給付の解禁の是非についての議論が行われた。しかし後述のように、その解禁には依然として高いハードルが存在することが確認され、見送られることとなった。一方、WGにオブザーバーとして参加していた生命保険業界、少額短期保険業界が想定していた新たな保険サービスは、あくまでも何らかの形で保険契約者に財・サービスを提供することであり^{注)}、現物給付の解禁ではなく保険給付スキームの変更によって実現できることが考えられた。そのため、WGでの議論は現物

注) 保険契約者の利便性向上を図るべく、保険契約者が保険金で代替可能なサービスをサービス提供者から直接受けられる仕組みを想定しており、保険給付の内容を財・サービスとする必要はなかった。

給付の解禁から保険金直接支払サービスの実施へとシフトしていった。WGの報告書が公表された前後において、「現物給付解禁」と報じた新聞記事等も散見されたが、実際には定額給付方式の保険における現物給付の解禁は提言されていない。

3. 現物給付との相違点

なお、保険金直接支払サービスと現物給付の主な相違点は、WGでの議論の経緯を踏まえると下表のとおりとなる。

生命保険等の定額給付方式の保険は一般的に長期契約である。また、保険契約時に保険給付の内容をあらかじめ定めておく必要もある。現物給付では保険給付の内容を特定の物品・サービスとしているが、保険契約時と保険事故発生時において、この物品・サービスの価値は大きく乖離してしまうおそれがある。そのため、定額給付方式の保険における現物給付の解禁をめぐる議論では、保険会社

による物品・サービスの質の確保、保険会社・保険契約者がともに価格変動リスクにさらされることへの対処が大きな論点となっており、現物給付は現行法上認められていない。他方、保険金直接支払サービスは、保険金をサービス提供者が代理受領するもので、保険給付の内容はあくまでも金銭であることから、現行法上禁止されていない。

このように、保険給付内容の違いによる法規制上の相違はあるが、最も注目すべき点は下表の「物品・サービスの選択可能性」である。めまぐるしく変化する社会状況のなか、保険期間が長期にわたる生命保険契約等では、保険契約時と保険事故発生時において契約者のニーズが異なっていることも当然想定できるだろう。ただし、保険契約時に定められた保険給付の内容を保険事故発生時に変えることはできない。そうすると、現物給付では、保険事故発生時に契約者が真に必要としているサービスを受けられないこともありう

【保険金直接支払サービスと現物給付の違い】

	保険金直接支払サービス	現物給付
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事故発生時に、保険給付として保険契約時にあらかじめ定められた額の保険金が給付される。 ・ 付加的なサービスとして、当該保険金（の一部）の支払先を保険者が紹介する提携事業者に変更することができる。（現行法上、禁じられていない） 	保険事故発生時に、保険給付として保険契約時にあらかじめ定められた特定の物品・サービスが提供される。（現行法上、認められていない）
保険給付の内容	保険約款において定められた額の保険金	保険契約において定められた特定の物品・サービス
価格変動リスクへの対応	物品・サービスの価格変動に関わらず、保険金額は一定	物品・サービスの価格変動に関わらず、あらかじめ定められた物品・サービスが支給される。
差額の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品・サービスの価格が保険金額を上回る場合には、契約者が不足分を負担する必要がある。 ・ 物品・サービスの価格が保険金額を下回る場合には、差額が契約者に支払われる。 	概念上、差額は発生しない。
物品・サービスの選択可能性	理論上は、保険事故発生後にサービス提供者から物品・サービスを受け取るか、保険会社から保険金を受け取るか、契約者が自由に選択することができる。	保険契約時に、提供される物品・サービスの内容があらかじめ特定されるため、選択は生じない。

（出所）金融審議会WG資料より筆者作成。

る。他方、保険金直接支払サービスでは、保険契約時に定められた額の金銭を受け取るか、あるいはその金銭で代替できるサービスを受け取るか、契約者による選択を可能としている。

また、保険金直接支払サービスでは、どのようなサービスをどのようなサービス提供者から受けるか、サービスの内容や提供主体の選択も可能である。保険給付に選択肢を用意することで、保険会社と保険契約者という関係にサービス提供主体をも交えた、多様なつながりが生み出されうるといえよう。

4. おわりに

少子高齢化の急速な進展に伴い、高齢期の医療や介護、子育て支援やコミュニティの再生など、金銭給付だけでは解決することが難しい、社会的な課題は多岐にわたっている。近年、こうした課題を市場として捉え、その解決を図っていかうとする「ソーシャルビジネス」が注目されているが、その主体となる企業には、社会に何らかの形で便益を提供しうる社会的商品・サービスの開発が求められる。

保険金直接支払サービスの実施は、単に保険契約者の利便性向上に寄与するだけでなく、介護事業者や葬儀会社など他業界とのつながり・連携による、新たな社会的商品・サービスの創出にも貢献するのではないだろうか。保険業界においても今後、「郵便局のみまもりサービス」のような社会的サービス等の開発が進み、ソーシャルビジネスの展開を通じた差別化戦略が図られてくるかもしれない。保険金直接支払サービスの実現に向けては、まずは来年の通常国会への業法改正案の提出を目指し、準備が進められている。引き続き、今後の動向に注目したい。

(参考資料)

- ・金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」議事録、各回資料、報告書『新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について』（平成25年6月7日）
- ・経済産業省『ソーシャルビジネス推進研究会報告書』（平成23年3月）、『ソーシャルビジネス研究会報告書』（平成20年4月）